

承認第 3 号

専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき、南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 7 年 6 月 10 日 提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（別紙）を下記の理由により専決処分する。

令和7年3月31日

南風原町長 赤 嶺 正 之

（専決処分した理由）

沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）及び関連する省令が改正され、令和7年3月31日に公布された。また国際物流拠点産業集積計画が改定され、本町一部地域が国際物流拠点産業集積地域に追加され、令和7年4月1日に計画期間が開始される。

この省令及び法律の改正、計画の改定に伴い南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例についても改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分する。

南風原町条例第19号

南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和7年3月31日

南風原町長

市 原 正 久

南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

以下、別紙のとおり

南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成４年南風原町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号の次に次の１号を加える。

（３）の２ 国際物流拠点産業集積地域 沖振法第41条第２項第２号の規定により定められた地域をいう。

第３条中「令和７年３月31日」を「令和９年３月31日」に改める。

第４条中「令和７年３月31日」を「令和９年３月31日」に改め、「（昭和32年法律第26号）」、「（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和２年法律第37号）第２条第１項に規定する特定高度情報通信技術活用システム（以下「特定高度情報通信技術活用システム」という。）にあっては租税特別措置法第10条の５の５第１項又は第42条の12の６第１項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備（以下「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）に限る。）」及び「（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」を削る。

第５条中「令和７年３月31日」を「令和９年３月31日」に改め、「（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」を削り、同条の次に次の１条を加える。

（国際物流拠点産業集積地域における課税免除）

第５条の２ 町長は、国際物流拠点産業集積地域の区域内において、沖振法第41条第４項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和９年３月31日までの間に、同法第42条の２第８項に規定する認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って、同法第３条第11号に規定する国際物流拠点産業の用に供する租税特別措置法第12条第１項の表の第２号若しくは第45条第１項の表の第２号の規定の適用を受ける整備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等（沖振法第42条の２第６項に規定する認定事業者で、同法第50条第１項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。）につ

いて、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である機械及び装置若しくは家屋又は当該家屋の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

第6条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例第4条及び第5条の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される設備及び当該設備の敷地である土地について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備及び当該設備の敷地である土地については、なお従前の例による。